

大原学園介護福祉士実務者養成施設 通信課程（九州地区）規程

第 1 章 総 則

（目的）

第 1 条 本規程は、大原学園介護福祉士実務者養成施設の通信課程（九州地区）規程に基づき、福祉の分野に関する教育を施し、人格の陶冶を行いもって有為な産業人を育成することを目的とする。

（名称）

第 2 条 本課程は、大原学園介護福祉士実務者養成施設通信課程（九州地区）という。

（位置）

第 3 条 本課程は、福岡県福岡市博多区上川端町 13 番 19 号に置く。

第 2 章 課程および学科、修業年限、定員、学級数等

（課程・学科・修業年限・定員・学級数）

第 4 条 本課程は大原学園介護福祉士実務者養成施設通信課程であり、実務者養成科（修業年限：1～6 ヶ月）の入講定員は 1,184 名である。なお、入講定員における学級数は 63 学級であり、1 学級あたりの定員は 32 名までとする。

2. 上記 1 項にかかわらず有資格者（訪問介護員養成研修 3 級取得者、訪問介護員養成研修 2 級取得者、訪問介護員養成研修 1 級取得者、介護職員基礎研修修了者、介護職員初任者研修修了者、認知症実践者研修修了者並びに喀痰吸引等研修修了者）における修業年限は法令に基づき 1 ヶ月～6 ヶ月とする。

入講時期	定員	入講時期	定員
4 月 1 日	72 名	4 月 16 日	72 名
5 月 1 日	72 名	5 月 16 日	72 名
6 月 1 日	72 名	6 月 16 日	72 名
7 月 1 日	72 名	7 月 16 日	40 名
8 月 1 日	40 名	8 月 16 日	24 名
9 月 1 日	16 名	9 月 16 日	16 名
10 月 1 日	24 名	10 月 16 日	56 名
11 月 1 日	56 名	11 月 16 日	56 名
12 月 1 日	56 名	12 月 16 日	56 名
1 月 6 日	56 名	1 月 16 日	56 名
2 月 1 日	56 名	2 月 16 日	24 名
3 月 1 日	24 名	3 月 16 日	24 名

（通信地域）

第 5 条 本課程の通信地域は福岡県・佐賀県・熊本県・大分県・山口県とする。

(終始期及び入講時期)

第6条 本課程の終始期及び入講時期は次の通りである。

始期	終期						入講時期
	6ヶ月	5ヶ月	4ヶ月	3ヶ月	2ヶ月	1ヶ月	
4月1日	9月30日	8月31日	7月31日	6月30日	5月31日	4月30日	4月1日
4月16日	10月15日	9月15日	8月15日	7月15日	6月15日	5月15日	4月16日
5月1日	10月31日	9月30日	8月31日	7月31日	6月30日	5月31日	5月1日
5月16日	11月15日	10月15日	9月15日	8月15日	7月15日	6月15日	5月16日
6月1日	11月30日	10月31日	9月30日	8月31日	7月31日	6月30日	6月1日
6月16日	12月15日	11月15日	10月15日	9月15日	8月15日	7月15日	6月16日
7月1日	12月31日	11月30日	10月31日	9月30日	8月31日	7月31日	7月1日
7月16日	1月15日	12月15日	11月15日	10月15日	9月15日	8月15日	7月16日
8月1日	1月31日	12月31日	11月30日	10月31日	9月30日	8月31日	8月1日
8月16日	2月15日	1月15日	12月15日	11月15日	10月15日	9月15日	8月16日
9月1日	2月28日	1月31日	12月31日	11月30日	10月31日	9月30日	9月1日
9月16日	3月15日	2月15日	1月15日	12月15日	11月15日	10月15日	9月16日
10月1日	3月31日	2月28日	1月31日	12月31日	11月30日	10月31日	10月1日
10月16日	4月15日	3月15日	2月15日	1月15日	12月15日	11月15日	10月16日
11月1日	4月30日	3月31日	2月28日	1月31日	12月31日	11月30日	11月1日
11月16日	5月15日	4月15日	3月15日	2月15日	1月15日	12月15日	11月16日
12月1日	5月31日	4月30日	3月31日	2月28日	1月31日	12月31日	12月1日
12月16日	6月15日	5月15日	4月15日	3月15日	2月15日	1月15日	12月16日
1月6日	7月5日	6月5日	5月5日	4月5日	3月5日	2月5日	1月6日
1月16日	7月15日	6月15日	5月15日	4月15日	3月15日	2月15日	1月16日
2月1日	7月31日	6月30日	5月31日	4月30日	3月31日	2月28日	2月1日
2月16日	8月15日	7月15日	6月15日	5月15日	4月15日	3月15日	2月16日
3月1日	8月31日	7月31日	6月30日	5月31日	4月30日	3月31日	3月1日
3月16日	9月15日	8月15日	7月15日	6月15日	5月15日	4月15日	3月16日

(在籍年数)

第7条 本課程は、1年を超えて在籍することができない。ただし、特別の事情により、当該年数を超える在籍を許可することがある。

(休業日)

第8条 本校の休業日は、次のとおりとする。

- (1) 夏季休業日8月13日から8月15日までの3日間
- (2) 冬季休業日12月下旬から1月上旬までの約2週間

2. 教育上必要があり、かつ、やむを得ない事情があるときは、前項にかかわらず、休業日に授業を行うことがある。
3. 非常変災その他急迫の事情があるときは、臨時に授業を行わないことがある。

第3章 授業時間および教職員組織

(授業時間)

第9条 本課程の総授業時間は450時間以上とし、詳細は別表に定める。

なお、医療的ケアの演習については、医療的ケアの種類に応じて、それぞれ別表の回数以上の演習を実施し、救急蘇生法演習についても1回以上実施する。

(教職員組織)

第10条 本課程に次の教職員を置く。

- (1) 施設長 1名
- (2) 教員 1名以上
- (3) 事務職員 1名以上

第4章 入講、休講、復講等

(入講資格)

第11条 本課程の入講資格は、次のとおりとする。

- (1) 中学校、特別支援学校の中等部等を卒業した者、又は中等教育学校の前期課程を修了した者(学校教育法第57条)
- (2) 外国において、学校教育における9年の課程を修了した者(学校教育法施行規則第95条第1項)
- (3) 在外教育施設(中学校と同等であると指定された課程)を修了した者(学校教育法施行規則第95条第2項)
- (4) 文部科学大臣の指定した者(学校教育法施行規則第95条第3項)
- (5) 就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定規則(昭和41年文部省令第36号)により、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認定された者(学校教育法施行規則第95条第4項)
- (6) その他本学園において、中学校を卒業した者に準ずる学力があると認められた者

(入講手続・許可)

第12条 本課程の入講手続は、次のとおりとする。

- (1) 本課程に入講しようとする者は、本課程の定める入講願書その他の書類に必要事項を記載して、出願しなければならない。
- (2) 前号の手続を終了した者に対して書類考査または必要に応じて試験を行い、入講者を決定する。
- (3) 本課程に入講を許可された者は、入講許可の日から10日以内に第22条に定める入講金を添えて入講手続をとらなければならない。

(休講・復講・再入講・転科・転校)

第13条 受講生が疾病、その他やむを得ない理由によって休講する場合は、診断書およびその事由を記し、施設長の許可を受けなければならない。

2. 前項の者が復講しようとする場合は、届け出て復講することができる。
3. 本課程への再入講または転科を希望する者については、選考のうえこれを許可することがある。ただし、再入講は各開講期間の入講時期とする。

第5章 授業、試験、学業成績および修了等

(授業)

第14条 本課程の授業は、印刷教材等による授業、面接授業のいずれかによりまたはこれらの併用により行う。

2. 印刷教材等による授業の実施にあたっては、添削等による指導をあわせて行う。
3. 授業の履修においては、次に掲げる3項目に基づき施設長がこれを認定する。

(1) 履修時間の出席率

面接授業の出席時間数が履修時間数の3分の2に満たない者は、履修の認定を行わないこととする。

(2) レポート提出

課題レポートの提出が完了していない者には履修の認定をしないこととする。

(3) 授業科目ごとの学業成績

(試験)

第15条 学業成績は、印刷教材等による授業の実施にあたっては、提出レポートの添削等によってこれを定め、面接授業にあたっては授業科目ごとに行う試験によってこれを定める。ただし、授業科目によっては、その他の方法で査定することができる。

2. 試験には定期試験、追試験および再試験等がある。追試験はやむを得ない事故等により定期試験を受けなかった者に対して行い、再試験は受験の結果、不合格となった者のためにこれを行う。また、提出レポートの再提出は添削の結果、不合格となった者のためにこれを行う。
3. 追試験および再試験、再提出は本課程において必要と認めたときに限りこれを行う。

(履修の免除)

第16条 社会福祉士及び介護福祉士法第40条第2項第5号に規定する養成施設(第5号養成施設)における教育の内容に相当するものと認められる研修であってあらかじめ厚生労働大臣に届けられたものにおいて既に履修したものと認められる科目については、その科目の履修を免除することができる。ただし、届出の必要がない研修にかかる修了認定科目については、厚生労働省の通知等に従うものとし、別表に定める。

(学業成績)

第17条 学業成績判定は、優、良、可、不可の4種をもってこれを表し、次のとおりとする。

優は80点以上、良は70点以上、可は60点以上、不可は59点以下とし、優、良、可を合格、不可を不合格とする。

(課程修了)

第18条 本課程に在籍し、第9条別表に掲げる授業科目の履修および医療的ケアの演習については、医療的ケアの種類に応じて、それぞれ別表の回数以上の演習を実施し、救急蘇生法演習についても1回以上実施し、かつその該当する所定の授業科目について合格に達して修了資格を得た者には、修了証を授与する。

第6章 褒章、懲戒および退講

(褒章)

第19条 成績優秀な受講生に対しては、施設長はこれを褒章することがある。

(懲戒)

第20条 受講生が本規程、命令に背きもしくは本学園の秩序を乱し、または受講生として本分に反する行為があった場合には、施設長はこれを懲戒する。懲戒は訓告、戒告および退講の3種とする。

(退講)

第21条 次の各号の1に該当する者には、退講を命ずることがある。

- (1) 性行不良で改善の見込がないと認められる者
- (2) 学力劣等で成業の見込がないと認められる者
- (3) 正当な理由がなくて出席が常でない者
- (4) 本学園の秩序を乱し、その他受講生としての本分に反した者
- (5) 故意に本学園の諸設備を破損、損傷させた者。なお、この者は諸設備の復元義務を負わなければならない。
- (6) 学費の納入を怠り、督促を受けてなお納入しない者

第7章 入講金、授業料、その他

(納付金)

第22条 本課程の入講金は6,000円(税込)、授業料等は84,000円(税込 ※教材費、維持費、実習費を含む)とする。

なお、履修の免除がある者の授業料免除額は別表に定めるとおりである。

2. 前項に規定する納付金は、年度の更新に伴い改定することができる。

附則

この規程は、平成25年6月1日から施行する。

附則

この規程は、平成25年7月1日から施行する。

附則

この規程は、平成26年7月1日から施行する。

附則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成28年5月1日から施行する。

附則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この規程は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

この規程の施行に関し必要な事項は、施設長が別に定める。

【第9条 別表】

介護福祉士実務者養成通信課程

授業科目	必選の別	授業時間数		
		面接授業	印刷教材の授業	演習
人間の尊厳と自立	必		5	
社会の理解Ⅰ	必		5	
社会の理解Ⅱ	必		30	
介護の基本Ⅰ	必		10	
介護の基本Ⅱ	必		20	
コミュニケーション技術	必		20	
生活支援技術Ⅰ	必		20	
生活支援技術Ⅱ	必		30	
介護過程Ⅰ	必		20	
介護過程Ⅱ	必		25	
介護過程Ⅲ	必	45		
発達と老化の理解Ⅰ	必		10	
発達と老化の理解Ⅱ	必		20	
認知症の理解Ⅰ	必		10	
認知症の理解Ⅱ	必		20	
障害の理解Ⅰ	必		10	
障害の理解Ⅱ	必		20	
こころとからだのしくみⅠ	必		20	
こころとからだのしくみⅡ	必		60	
医療的ケア	必		50	※
小計		45	405	※
合計		450		※

・必は必修科目を表す

※医療的ケアの演習については、医療的ケアの種類に応じて、それぞれ次の回数以上の演習を実施すること。併せて、救急蘇生法演習についても1回以上実施すること。

【喀痰吸飲】

- ①口腔 5回以上
- ②鼻腔 5回以上
- ③気管カニューレ内部 5回以上

【経管栄養】

- ①胃ろう又は腸ろう 5回以上
- ②経鼻経管栄養 5回以上

- ・訪問介護員養成研修１級修了者は、「人間の尊厳と自立」「社会の理解Ⅰ」「社会の理解Ⅱ」「介護の基本Ⅰ」「介護の基本Ⅱ」「コミュニケーション技術」「生活支援技術Ⅰ」「生活支援技術Ⅱ」「介護過程Ⅰ」「介護過程Ⅱ」「発達と老化の理解Ⅰ」「発達と老化の理解Ⅱ」「認知症の理解Ⅰ」「認知症の理解Ⅱ」「障害の理解Ⅰ」「障害の理解Ⅱ」「こころとからだのしくみⅠ」「こころとからだのしくみⅡ」については免除することができる。
- ・訪問介護員養成研修２級修了者は、「人間の尊厳と自立」「社会の理解Ⅰ」「介護の基本Ⅰ」「介護の基本Ⅱ」「生活支援技術Ⅰ」「生活支援技術Ⅱ」「介護過程Ⅰ」「こころとからだのしくみⅠ」については免除することができる。
- ・訪問介護員養成研修３級修了者は、「人間の尊厳と自立」「社会の理解Ⅰ」「生活支援技術Ⅰ」については免除することができる。
- ・介護職員基礎研修修了者は、「人間の尊厳と自立」「社会の理解Ⅰ」「社会の理解Ⅱ」「介護の基本Ⅰ」「介護の基本Ⅱ」「コミュニケーション技術」「生活支援技術Ⅰ」「生活支援技術Ⅱ」「介護過程Ⅰ」「介護過程Ⅱ」「介護過程Ⅲ」「発達と老化の理解Ⅰ」「発達と老化の理解Ⅱ」「認知症の理解Ⅰ」「認知症の理解Ⅱ」「障害の理解Ⅰ」「障害の理解Ⅱ」「こころとからだのしくみⅠ」「こころとからだのしくみⅡ」については免除することができる。
- ・介護職員初任者研修修了者は、「人間の尊厳と自立」「社会の理解Ⅰ」「介護の基本Ⅰ」「生活支援技術Ⅰ」「生活支援技術Ⅱ」「介護過程Ⅰ」「認知症の理解Ⅰ」「障害の理解Ⅰ」「こころとからだのしくみⅠ」については免除することができる。
- ・認知症実践者研修修了者は、「認知症の理解Ⅰ」「認知症の理解Ⅱ」については免除することができる。
- ・喀痰吸飲等研修修了者は、「医療的ケア」については免除することができる。
- ・看護師、准看護師の資格を有する者は、「医療的ケア」については免除することができる。

【第16条 別表】

届出の必要がない研修にかかる修了認定科目（免除科目）

科 目	訪問介護員 養成研修 1級修了者	訪問介護員 養成研修 2級修了者	訪問介護員 養成研修 3級修了者	介護職員基礎研修 修了者	介護職員 初任者研修 修了者	看護師、准看護師 の資格を有する者	その他の全国研修 修了者
人間の尊厳と自立	○	○	○	○	○		
社会の理解Ⅰ	○	○	○	○	○		
社会の理解Ⅱ	○			○			
介護の基本Ⅰ	○	○		○	○		
介護の基本Ⅱ	○	○		○			
コミュニケーション技術	○			○			
生活支援技術Ⅰ	○	○	○	○	○		
生活支援技術Ⅱ	○	○		○	○		
介護過程Ⅰ	○	○		○	○		
介護過程Ⅱ	○			○			
発達と老化の理解Ⅰ	○			○			
発達と老化の理解Ⅱ	○			○			
認知症の理解Ⅰ	○			○	○		認知症実践者 研修
認知症の理解Ⅱ	○			○			認知症実践者 研修
障害の理解Ⅰ	○			○	○		
障害の理解Ⅱ	○			○			
こころとからだのしくみⅠ	○	○		○	○		
こころとからだのしくみⅡ	○			○			
医療的ケア						○	喀痰吸飲等 研修
介護過程Ⅲ				○			

【第 22 条 別表】

履修免除による免除額（金額単位：円）※百円未満切り捨て

科 目	免除額
訪問介護員養成研修 1 級修了者	32,500
訪問介護員養成研修 1 級修了者＋喀痰吸引等研修修了者	63,100
訪問介護員養成研修 2 級修了者	11,900
訪問介護員養成研修 2 級修了者＋喀痰吸引等研修修了者	42,400
訪問介護員養成研修 2 級修了者＋認知実践者研修修了者	14,600
訪問介護員養成研修 2 級修了者＋喀痰吸引等研修修了者＋認知実践者研修修了者	45,200
訪問介護員養成研修 3 級修了者	2,700
訪問介護員養成研修 3 級修了者＋喀痰吸引等研修修了者	32,700
訪問介護員養成研修 3 級修了者＋認知実践者研修修了者	5,400
訪問介護員養成研修 3 級修了者＋喀痰吸引等研修修了者＋認知実践者研修修了者	35,400
介護職員基礎研修修了者	53,400
介護職員初任者研修修了者	11,900
介護職員初任者研修修了者＋喀痰吸引等研修修了者	42,400
介護職員初任者研修修了者＋認知実践者研修修了者	14,600
介護職員初任者研修修了者＋喀痰吸引等研修修了者＋認知実践者研修修了者	45,200
喀痰吸引等研修修了者	30,500
認知症実践者研修	2,700
喀痰吸引等研修修了者＋認知実践者研修修了者	33,300
看護師、准看護師の資格を有する者	30,600